

令和 6年11月11日

## ひめじファーマースタート支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、姫路市（以下「市」という。）へ移住して就農する市民（以下「移住就農者」という。）に対し、市が所有する農業用機械等（以下「機械等」という。）を貸し出すことにより、移住就農者の初期の経済的負担を軽減することを目的とする。

### (貸出しの対象者)

第2条 機械等の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の農地で業として農業を行う個人、法人その他の団体であること。
- (2) ひょうごで働こう！U J I ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金要綱（平成31年4月1日制定）、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱（令和5年6月14日制定）又は姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金交付要綱（令和6年3月22日制定）に基づいて市から移住に関する補助金等の交付を受けていること。

### (貸出しをする機械等の名称等)

第3条 市が貸し出す機械等の名称及び台数並びに貸出料金（機械等の貸出しに係る賃貸料をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

### (貸出しの期間)

第4条 機械等の貸出しの期間は、1日を単位として、機械等の貸出しを受けた日から起算して3日を上限とする。この場合において、貸出しの期間の末日が市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日を貸出しの期間の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、貸出しの期間を変更することができる。

### (貸出しの申込み)

第5条 機械等の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、機械等の貸出しを希望する10日前までに機械等貸出申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

（貸出しの決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による貸出しの申込みがあったときは、その内容を審査し、機械等の貸出しの可否を決定するとともに、その結果を機械等貸出決定通知書（以下「通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による内容の審査を行うに当たり、第2条第2号に掲げる要件に該当することを確認するために必要がある場合は、農政総務課長はひめじ創生戦略室長に対して移住支援金を交付された者について（照会）（様式第2号）により照会するものとする。

（貸出料金の支払）

第7条 機械等の貸出しの決定（以下「貸出決定」という。）を受けた申込者は、通知書の交付を受ける際に、貸出料金を支払うものとする。

2 貸出決定の日以後は、貸出料金の返還は行わない。ただし、第9条第1項の規定による機械等の引渡しができないときその他市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの申込みの変更）

第8条 申込者は、貸出決定を受けた後に当該貸出決定の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した機械等貸出申込書を市長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

（貸出し）

第9条 市長は、貸出決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、機械等を農業振興センターにおいて引き渡すことで貸し出すものとする。

2 市長は、機械等の貸出しに際して必要な条件等を付することができる。

（遵守事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機械等を貸出決定を受けた目的以外に使用しないこと。
  - (2) 機械等を第三者に譲渡、転貸等をしないこと。
  - (3) 機械等の貸出しを受けている間に追加の電源等が必要となった場合は、利用者の負担において充電すること。
  - (4) 地域の農業用水路等の用水を利用する場合には、水利組合等への利用許可、水利料の支払を行う等の承諾を得た上で利用すること。
  - (5) 機械等の貸出しの期間が満了したとき又は第12条の規定により貸出決定を取り消されたときは、機械等を十分に清掃した上で速やかに返却すること。
- 2 利用者は、利用者の故意又は過失により、機械等の破損又は盗難が生じたときは、破損等報告書（様式第3号）により、市長に直ちに報告しなければならない。
  - 3 市長は、利用者が前2項に定める事項を遵守しなかった場合は、以後の利用を認めないものとする。

（返却）

第11条 利用者は、貸出しの期間が満了するまでの間に機械等を農業振興センターに返却しなければならない。

（貸出決定の取消し及び機械等の返却）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの期間中であっても貸出決定を取り消し、機械等を返却させることができる。

- (1) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 利用者が虚偽の申込み又は報告を行ったとき。
  - (3) 貸出しの日までに貸出料金の支払がないとき。
  - (4) 機械等の管理上支障があるとき。
  - (5) 公益上の必要が生じたとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による貸出決定の取消し又は機械等の返却によって利用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（貸出しの停止）

第13条 機械等が損耗し、破損し、又は滅失した場合は、当該機械等の修繕又は再

度の購入等が完了するまでの間は、当該機械等に係る貸出しを停止する。

(損害賠償)

第14条 利用者は、市長が破損等報告書により利用者の明らかな故意又は重大な過失によって機械等に破損等が生じたと判断する場合には、市に対してその損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、機械等の貸出しを受けている間に生じた他者への傷害等による損害並びに他人の所有する動産及び不動産への損害に対して賠償するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

別表（第3条関係）

	機械等名称	用途	貸出料金（1台・個 / 1日）	所有台数	備考
1	管理機	耕うん	1,000円	2台	バッテリー大2個装備。2口充電器1台付き。
2	刈払機	除草	500円	2台	バッテリー小1個装備。1口充電器1台付き。刈払アタッチメント（チップソー）を装備。
3	刈払アタッチメント（ナイロンコード）	除草	100円	1台	刈払機のアタッチメントとして付替え可能。
4	刈払アタッチメント（畦刈ヘッジトリマ）	除草	100円	1台	刈払機のアタッチメントとして付替え可能。
5	耕うんアタッチメント（カルチベータ）	耕うん	100円	1台	刈払機のアタッチメントとして付替え可能。
6	灌水アタッチメント（ポンプ）	灌水	100円	1台	刈払機のアタッチメントとして付替え可能。
7	予備バッテリー大	電源	100円	4個	各管理機、刈払機に装着可能。

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申込者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名

（代表者名） \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

**機械等貸出申込書**

ひめじファーマースタート支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

		名称	単価	数量	貸出日数	貸出料金
機 械 等	管理機		1,000 円	台	日	円
	刈払機		500 円	台	日	円
	アタッチ メント	刈払（ナイロンコード）	100 円	台	日	円
		刈払（畦刈ヘッジトリマ）	100 円	台	日	円
		耕うん（カルチベータ）	100 円	台	日	円
		灌水（ポンプ）	100 円	台	日	円
予備バッテリー大		100 円	個	日	円	
利用場所						等の農地
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
作 業 者 (担当者)	住 所					
	所 属					
	氏 名					
	電話番号					
市確認欄	貸 出 日		確認者			
	返 却 日		確認者			
添付書類	<input type="checkbox"/> 移住支援金交付決定通知書 <input type="checkbox"/> (様式第1号別添) 照会回答書					
備 考						

**機械等貸出決定通知書**

上記の申込みについて、同要綱第6条の規定に基づき、貸出し（可・不可）とする。

（貸出番号\_\_\_\_\_）

年 月 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 機械等貸出しに関する承諾事項

当事業により機械等の貸出しを行うに当たって、以下の事項全てについて承諾願います。

**【以下、確認されたら□欄にレ点でチェックを入れ、同意署名欄に自署してください。】**

- 1 雨天の場合、機械等のショートや感電等の恐れがあるため、使用しないでください。
- 2 機械等の貸出し及び返却は、開庁日の午前9時15分から午後4時15分までの間に姫路市農業振興センター（姫路市山田町多田1174番地47）で行ってください。返却が遅れる場合、必ず農政総務課へ連絡願います。無断で遅滞した場合、以後の利用を認めません。
- 3 機械等は申込者自身が農業経営を行う場合に限り利用できます。それ以外の利用及び他者への転貸は認めません。
- 4 （様式第1号）「機械等貸出決定通知書」は切り離さず、機械等の返却まで大切に保管してください。紛失の場合は再度、農政総務課にて申込みを行ってください。
- 5 貸出決定後、貸出料金の返還は行いません。ただし、貸出の日に機械等に不具合があり貸出しできず、再度の貸出申込みで対応できない場合又は貸出し後に貸出し以前からの不具合が判明し、修理でも対応できない場合は、貸出料金の返還を行います。
- 6 利用日等の内容を変更したい場合は、再度の貸出申込みをお願いします。（口頭不可）
- 7 機械等の貸出しの際、利用者が通知書を農業振興センター職員に提示してください。農業振興センター職員と共に機械等に不具合がないか確認してください。
- 8 機械等の利用方法を遵守するとともに、農業振興センター職員の指導を受けてください。
- 9 機械等の使用方法について不明な点は、農業振興センター職員にお尋ねください。
- 10 貸出しを受けている間の機械等の破損については、（様式第3号）破損等報告書により、農政総務課に状況を報告してください。
- 11 機械等の返却は、農業振興センター職員が立会います。無断で機械等を置いて帰らないでください。
- 12 上記の規定に違反、虚偽の報告等が認められた場合には、貸出決定を取り消しますので、機械等を清掃して返却してください。また、利用日までに貸出料金の支払がないときも、貸出決定を取り消しますので、機械等の貸出しはできません。なお、貸出決定の取消しによって利用者に損害が生じても、市はその責めを負いません。
- 13 機械等の貸出しを受けている間に追加の電源等が必要となった場合、本体に付属する充電器により、利用者の負担で充電して利用してください。
- 14 ポンプアタッチメントを利用し、地域の農業用水路等の用水を利用する場合、水利組合等への利用許可を得たうえで利用してください。（水利料支払等を含む）
- 15 利用者の明らかな故意や重大な過失によって貸出中の機械等に破損や滅失等が生じた場合、修理や再購入に係る費用について市から請求を行います。
- 16 機械等の貸出しを受けている間に生じた他者への傷害等による損害並びに他人の所有する動産及び不動産に対する損害に対しては、誠意をもって賠償してください。事前に傷害保険と施設賠償責任保険への加入を推奨します。
- 17 この申込みの審査に際し、申込者を含む世帯員等は、姫路市が農業経営及び移住定住に関する情報の照会を行うことに承諾願います。チェックにより承諾と見なします。

（同意署名欄）

---

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

ひめじ創生戦略室長 様

農政総務課長

移住支援金を交付された者について（照会）

下記の者がひめじファーマースタート支援事業実施要綱第2条第2号に掲げる「市から移住に関する補助金等の交付を受けた者」に該当するか回答願います。

記

（申込者）

住 所

氏名又は団体名

（代表者名）

---

照会回答書

上記の照会について以下のとおり回答する。

該当する。

なお、下記の要綱に基づいて市から移住に関する補助金等の交付を受けた者である。

- (1) ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金要綱（平成31年4月1日制定）
- (2) 姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱（令和5年6月14日制定）
- (3) 姫路市若者世帯郊外UJIターン補助金交付要綱（令和6年3月22日制定）

該当しない。

（記入者名）

年 月 日

ひめじ創生戦略室（役職）

（氏名）

（押印不要）



年 月 日

（宛先）姫路市長

（利用者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名

（代表者名） \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

### 破損等報告書

ひめじファーマースタート支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

日 時	年 月 日		午前・午後	時	分頃
場 所	住 所		地内		
機 械 等	名 称			貸出数量	
	管理機			台	
	刈払機			台	
	ア タ ッ チ メ ン ト	刈払（ナイロンコード）		台	
		刈払（畦刈ヘッジトリマ）		台	
		耕うん（カルチベータ）		台	
		灌水（ポンプ）		台	
予備バッテリー大			個		
損 傷 状 況	破損等の発生原因・状況・対応等を記入				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				

【添付資料】破損状況が分かる写真（機械ごとに①前、②後、③左、④右、⑤破損部拡大で撮影）